

- ◎ 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的として制定

【法令名】

特定複合観光施設区域整備法

【掲載官報】	平成 30 年 7 月 27 日 号外第 166 号 18 ページ
【法令番号】	平成 30 年 7 月 27 日 法律第 80 号
【管轄省庁】	特定複合観光施設区域整備推進本部
【施行期日】	公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p>1 総則</p> <p>(一) 目的</p> <p>この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「推進法」という。）第 5 条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とすることとした。（第 1 条関係）</p> <p>(二) 定義</p> <p>(1) 「特定複合観光施設」とは、カジノ施設とイからホまでに掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営されるへに掲げる施設を含む。）であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営されるものをい</p>

うこととした。(第2条第1項関係)

イ 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する国際会議場施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ロ 国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ハ 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設であって、政令で定めるもの

ニ 我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ホ 利用者の需要の高度化及び多様化に対応した宿泊施設であって、政令で定める基準に適合するもの

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

(2) 「特定複合観光施設区域」とは、一の特定複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、当該特定複合観光施設を設置し、及び運営する民間事業者（施設供用事業が行われる場合には、当該施設供用事業を行う民間事業者を含む。）により当該区域が一体的に管理されるものであって、2の(五)の(8)の認定を受けた2の(五)の(1)に規定する区域整備計画（2の(七)の(1)の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定区域整備計画」という。）に記載された区域をいうこととした。(第2条第2項関係)

(3) 「設置運営事業」とは、特定複合観光施設を設置し、及び運営する事業並びにこれに附帯する事業をいうこととした。

(第2条第3項関係)

(4) 「設置運営事業者」とは、設置運営事業を行う民間事業者をいうこととした。(第2条第4項関係)

(5) 「施設供用事業」とは、特定複合観光施設を構成する一群の施設の整備（新設、改修又は増設をいう。）を一体的に行う業務並びに設置運営事業者との契約に基づき当該特定複合観光施設をその用途に応じて管理し及び当該設置運営事業者に専ら使用させる業務並びにこれらに附帯する業務を行う事業をいうこととした。(第2条第5項関係)

(6) 「施設供用事業者」とは、施設供用事業を行う民間事業者をいうこととした。(第2条第6項関係)

(7) 「カジノ行為」とは、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為であって、海外において行われているこれに相当する行為の実施

の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいうこととした。(第2条第7項関係)

(8) 「カジノ事業」とは、次に掲げる業務（以下「カジノ業務」という。）を行う事業をいうこととした。(第2条第8項関係)

イ カジノ施設におけるカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせることに係る業務（以下「カジノ行為業務」という。）

ロ カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該顧客の金銭について行う次に掲げる業務（以下「特定金融業務」という。）

(イ) 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務（以下「特定資金移動業務」という。）

(ロ) 当該顧客の金銭を受け入れる業務（以下「特定資金受入業務」という。）

(ハ) 当該顧客に金銭を貸し付ける業務（以下「特定資金貸付業務」という。）

(ニ) 金銭の両替を行う業務

ハ イ又はロに掲げる業務に附帯する業務

(9) 「カジノ事業者」とは、2の(五)の(8)の認定（2の(七)の(1)の規定による変更の認定を含む。以下「区域整備計画の認定」という。）を受けた設置運営事業者（以下「認定設置運営事業者」という。）であって、3の(一)の(1)のイの免許を受けてカジノ事業を行うものをいうこととした。(第2条第9項関係)

(10) 「カジノ施設」とは、特定複合観光施設区域に設置する施設であって、カジノ事業者がカジノ行為業務を行うための次に掲げる区画により構成されるものをいうこととした。(第2条第10項関係)

イ 主としてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるための区画（以下「カジノ行為区画」という。）

ロ 3の(二)の(2)のニの確認（以下「本人確認」という。）をするための区画（以下「本人確認区画」という。）

ハ カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確認に係る業務に附帯する監視、警備その他の業務を行うための区画

(11) 「カジノ行為区画内関連業務」とは、顧客の利便性の向上を図るためカジノ行為区画において顧客に対して行う次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務をいうこととした。(第2条第11項関係)

イ 設備を設けて飲食物の提供をする業務であって、次の(イ)又は(ロ)のいずれにも該当しないもの

(イ) 顧客の接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業適正化法」という。）第2条第3

項に規定する接待をいう。)を伴うもの

(ロ) 他から見通すことが困難であって、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて行うもの

ロ 歌謡ショーその他の興行をする業務(顧客がカジノ行為を行いながら鑑賞することができるもの又はイに掲げる業務に伴って行われるものに限る。)であって、イの(イ)又は(ロ)のいずれにも該当しないもの

ハ 物品の給付をする業務(イに掲げる業務を除く。)

(12) 「認可主要株主等」とは、会社(当該会社が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項第1号に規定する持株会社をいう。以下同じ。)の子会社(持株会社はその総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、持株会社及びその一若しくは2以上の子会社又は当該持株会社の一若しくは2以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該持株会社の子会社とみなす。)であるときは、当該持株会社を含む。)の主要株主等基準値(次のイ及びロに掲げる区分に応じ、当該イ及びロに定める基準値をいう。以下同じ。)以上の数の議決権又は株式若しくは持分(以下「議決権等」という。)の保有者(他人(仮設人を含む。)の名義をもって保有する者を含み、国、地方公共団体その他これらに準ずるものとしてカジノ管理委員会規則で定める法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、これを当該法人でない社団又は財団の名義をもって保有される議決権等の保有者とみなす。以下同じ。)であって、3の(一)の(2)のイ若しくはロのただし書(これらの規定を4の(ハ)等において準用する場合を含む。)の認可を受けているもの又は3の(一)の(2)のイ(4の(ハ)等において準用する場合を含む。)の認可を受けて設立されるものをいうこととした。この場合において、持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する議決権等(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該持株会社若しくは当該議決権等の保有者に指図を行うことができるものに限る。)その他カジノ管理委員会規則で定める議決権等を含まないものとし、信託財産である議決権等で、当該持株会社又は当該議決権等の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(カジノ管理委員会規則で定める議決権等を除く。)及び社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項又は第148条第1項の規定により発行者に対抗することができない株式又はこれに係る議決権を含むものとし、一の者と株式又は持分の所有関係、親族関係その他カジノ管理委員会規則で定める特別の関係にある者が議決権等の保有者であるとき

は、当該特別の関係にある者が保有する当該議決権等は、当該一の者がこれを保有しているものとみなすこととした。

(第2条第12項関係)

イ 議決権 総株主又は総出資者の議決権の100分の5

ロ 株式又は持分 発行済株式(当該会社の有する自己の株式を除く。)又は出資の総数又は総額の100分の5

(13) 「カジノ行為関連景品類」とは、次に掲げるものをいうこととした。(第2条第13項関係)

イ 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益

ロ 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者その他の事業者が商品の販売、役務の提供その他の取引に付随して相手方に提供する金銭その他の経済上の利益であって、3の(二)の(3)のイの(へ)に規定するチップと交換することができるもの(イに掲げるものを除く。)

(14) 「カジノ施設供用事業」とは、カジノ事業者との契約に基づきカジノ施設をその用途に応じて管理し及び当該カジノ事業者に専ら使用させる業務並びにこれに附帯する業務(以下「カジノ施設供用業務」という。)を行う事業をいうこととした。(第2条第14項関係)

(15) 「カジノ施設供用事業者」とは、区域整備計画の認定を受けた施設供用事業者(以下「認定施設供用事業者」という。)であって、4の(一)の免許を受けてカジノ施設供用事業を行うものをいうこととした。(第2条第15項関係)

(16) 「認可施設土地権利者」とは、特定複合観光施設区域の土地に関する所有権若しくは地上権その他カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「施設土地に関する権利」という。)を保有する者(国、地方公共団体及び2の(六)の(2)に規定する認定設置運営事業者等を除く。以下「施設土地権利者」という。)であって、5の(一)若しくは(二)のただし書の認可を受けているもの又は5の(一)の認可を受けて設立されるものをいうこととした。(第2条第16項関係)

(17) 「カジノ関連機器等」とは、専らカジノ行為業務において使用されるように設計された機器等(機器若しくは用具又はプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)若しくはこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。)であって、カジノ行為の結果、当該結果に基づく金銭の支払若しくはカジノ行為業務に関する会計事務又はこれらを監視する業務に関連するものとしてその種別、用途及び機能をカジノ管理委員会規則で定めるものをいうこととした。(第2条第17項関係)

- (18) 「電磁的カジノ関連機器等」とは、カジノ関連機器等のうち、次に掲げるものをいうこととした。(第2条第18項関係)
- イ 電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法を利用した機器又は用具
 - ロ プログラム又はこれを記録した記録媒体
- (19) 「非電磁的カジノ関連機器等」とは、電磁的カジノ関連機器等以外のカジノ関連機器等をいうこととした。
(第2条第19項関係)

(三) 国の責務

国は、推進法第3条の基本理念にのっとり、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策（特定複合観光施設区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施するとともに、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第3条関係)

(四) 地方公共団体の責務

特定複合観光施設区域の整備に係る地方公共団体は、推進法第3条の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第4条関係)

2 特定複合観光施設区域

(一) 基本方針

- (1) 国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。(第5条第1項関係)
- (2) 基本方針には、特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項、設置運営事業等（設置運営事業又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業及び施設供用事業をいう。以下同じ。）及び設置運営事業者等（設置運営事業者又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業者及び施設供用事業者をいう。以下同じ。）に関する基本的な事項、区域整備計画の認定に関する基本的な事項、カジノ事業

の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策に関する基本的な事項並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関する基本的な事項を定めることとした。(第5条第2項関係)

(3) 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の決定を経なければならないこととした。(第5条第3項関係)

(二) 実施方針

(1) 都道府県等(都道府県又は指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいい、当該指定都市の区域に特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の全部を包含するものに限る。))をいう。以下同じ。)は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、(四)の(1)の規定による選定に先立ち、基本方針に即して、当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)を定めなければならないこととした。(第6条第1項関係)

(2) 実施方針には、当該特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項、当該特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項、設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項等を定めることとした。

(第6条第2項関係)

(3) 都道府県等は、実施方針を定めようとするときは、(八)の(1)に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、(八)の(1)に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等(当該都道府県等が都道府県であるときは当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区を、当該都道府県等が指定都市であるときは当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む都道府県をいう。以下同じ。)及び当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)との協議をしなければならないこととした。(第6条第4項関係)

(4) 都道府県等は、実施方針に定める次に掲げる事項については、あらかじめ、次に定める者の同意を得なければならないこととした。この場合において、ロに定める者の同意については、地方自治法第96条第2項の規定の適用を妨げないこととした。(第6条第5項関係)

イ 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会

ロ 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項（イに掲げるものを除く。） 立地市町村等

(三) 実施方針の策定の提案

設置運営事業等を行おうとする民間事業者（当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者）は、都道府県等に対し、実施方針を定めることを提案することができることとした。（第7条関係）

(四) 民間事業者の選定

(1) 都道府県等は、実施方針に即して、(五)の(1)の規定により(五)の(1)に規定する区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者を公募の方法により選定することとした。（第8条第1項関係）

(2) 都道府県等は、(1)の規定による選定をしようとするときは、(八)の(1)に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、(八)の(1)に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないこととした。（第8条第2項関係）

(五) 区域整備計画の認定

(1) 都道府県等は、設置運営事業等を行おうとする民間事業者と共同して、基本方針及び実施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとした。（第9条第1項関係）

(2) 区域整備計画には、区域整備計画の意義及び目標に関する事項、特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項、設置運営事業者等の名称等、事業基本計画（特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業等の基本となる事項に関する計画をいう。以下同じ。）、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項、8の(四)に規定する認定都道府県等入場料納入金及び9の(二)に規定する認定都道府県等納付金の用途に関する事項等を定めることとした。（第9条第2項関係）

(3) 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、(八)の(1)に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、(八)の(1)に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないこととした。（第9条第5項関係）

(4) 都道府県等は、区域整備計画に定める次に掲げる事項については、あらかじめ、次に定める者の同意を得なければならないこととした。この場合において、ロに定める者の同意については、地方自治法第96条第2項の規定の適用を妨げないこと

とした。(第9条第6項関係)

イ 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会

ロ 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項(イに掲げるものを除く。) 立地市町村等

(5) 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。(第9条第7項関係)

(6) 都道府県等は、(1)の規定による申請をしようとするときは、その議会の議決を経なければならないこととした。

(第9条第8項関係)

(7) (6)の場合において、当該都道府県等が都道府県であるときは、当該都道府県は、あらかじめ、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意を得なければならないこととした。この場合において、当該同意については、地方自治法第96条第2項の規定の適用を妨げないこととした。(第9条第9項関係)

(8) 国土交通大臣は、基本方針の公表後の政令で定める期間内に(1)の規定による申請があった場合において、その区域整備計画が次に掲げるものその他の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができることとした。

(第9条第11項関係)

イ 基本方針に適合するものであること。

ロ 事業基本計画が次に掲げるものその他の基準に適合するものであること。

(イ) カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであること。

(ロ) 設置運営事業者等が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業(施設供用事業者にあつては、施設供用事業)を行うものとされていること。

(ハ) 設置運営事業者等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講ずると認められるものであること。

(ニ) 設置運営事業等が円滑かつ確実に行われると見込まれること。

ハ 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ることにより、観光及び地域経済の振興に寄与すると認められるものであること。

ニ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が実施されると認められる

ものであること。

ホ その認定をすることによって、認定区域整備計画の数が三を超えることとならないこと。

(9) 国土交通大臣は、(8)の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得るとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならないこととした。(第9条第12項関係)

(六) 認定の有効期間等

(1) 区域整備計画の認定の有効期間は、(五)の(8)の認定の日から起算して10年とすることとした。(第10条第1項関係)

(2) 区域整備計画の認定を受けた都道府県等(以下「認定都道府県等」という。)は、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者等(以下「認定設置運営事業者等」という。)と共同して、区域整備計画の認定の更新を受けることができることとした。
(第10条第2項関係)

(3) (2)の更新がされたときは、区域整備計画の認定の有効期間は、従前の区域整備計画の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とすることとした。(第10条第6項関係)

(七) 認定区域整備計画の変更

(1) 認定都道府県等は、設置運営事業又は施設供用事業の内容の変更又は譲渡、認定設置運営事業者又は認定施設供用事業者の合併又は分割その他の事由により認定区域整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、認定設置運営事業者等(設置運営事業又は施設供用事業の譲渡により認定区域整備計画の変更をしようとするときは、当該事業を譲り受けようとする者を含む。)と共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならないこととした。
(第11条第1項関係)

(2) 認定都道府県等は、(1)の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、認定設置運営事業者等と共同して、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととした。(第11条第2項関係)

(八) 協議会

(1) 都道府県等は、実施方針の策定及び変更、設置運営事業等を行おうとする民間事業者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更並びに(二)九の(2)の規定による認定区域整備計画の実施の状況の報告その他必要な事項について協議するための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができることとした。(第12条第1項関係)

(2) 協議会は、都道府県等の長、立地市町村等の長及び公安委員会並びに都道府県等の住民、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者をもって構成することとした。(第12条第2項関係)

(3) 都道府県等は、(四)の(1)の規定により設置運営事業等を行おうとする民間事業者を選定したときは、当該民間事業者を協議会の構成員として加えるものとする。こととした。(第 12 条第 4 項関係)

(九) 実施協定

(1) 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、(五)の(8)の認定の後速やかに、設置運営事業等の具体的な実施体制及び実施方法に関する事項、設置運営事業等の継続が困難となった場合における措置に関する事項、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項、実施協定の有効期間等をその内容に含む協定（以下「実施協定」という。）を締結しなければならないこととした。(第 13 条第 1 項関係)

(2) 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、実施協定を締結しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。(第 13 条第 2 項関係)

(3) 国土交通大臣は、(2)の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得なければならないこととした。(第 13 条第 4 項関係)

(一〇) 認定都道府県等の指示等

認定都道府県等は、認定区域整備計画の適正な実施等のため、認定設置運営事業者等に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができることとした。(第 14 条関係)

(一一) 認定設置運営事業者等の事業実施義務等

(1) 認定設置運営事業者等は、認定区域整備計画及び(九)の(2)の認可を受けた実施協定に従い、設置運営事業等を行わなければならないこととした。(第 15 条第 1 項関係)

(2) 認定設置運営事業者等は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び認定都道府県等が実施する施策に協力しなければならないこととした。(第 15 条第 2 項関係)

(3) 認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益の活用にあたっては、カジノ事業が特定複合観光施設区域の整備の推進のため特別に認められるものであることに鑑み、(二九)の(1)の規定による評価の結果に基づき、当該収益を特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上及び認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力に充てるよう努めなければならないこととした。(第 15 条第 3 項関係)

(一) 事業計画

認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益を活用して設置運営事業等を円滑かつ確実に行うため、毎事業年度の開始前に、事業基本計画に基づき、当該事業年度における特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。

（第 16 条関係）

(一三) 特定複合観光施設の営業の開始

(1) 認定設置運営事業者は、特定複合観光施設の営業を開始しようとするときは、その開始の時期を、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第 17 条第 1 項関係）

(2) 認定設置運営事業者は、特定複合観光施設のうちカジノ施設の営業を先行して開始してはならないこととした。

（第 17 条第 2 項関係）

(一四) 設置運営事業等以外の事業の兼営の禁止

(1) 認定設置運営事業者は、設置運営事業以外の事業を営んではならないこととした。（第 18 条第 1 項関係）

(2) 認定施設供用事業者は、施設供用事業以外の事業を営んではならないこととした。（第 18 条第 2 項関係）

(一五) 設置運営事業等の廃止

(1) 認定設置運営事業者等は、設置運営事業等を廃止しようとするときは、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととした。（第 19 条第 1 項関係）

(2) 区域整備計画の認定は、設置運営事業等を廃止したときは、その効力を失うこととした。（第 19 条第 3 項関係）

(一六) 監査人の設置

(1) 認定設置運営事業者等は、監査人を置かなければならないこととした。（第 20 条第 1 項関係）

(2) (1)の監査人は、認定設置運営事業者等が選定することとした。（第 20 条第 2 項関係）

(一七) 認定設置運営事業者等と監査人との関係

認定設置運営事業者等と監査人との関係は、委任に関する規定に従うこととした。（第 21 条関係）

(一八) 監査人の資格等

(1) 会社法第 331 条第 1 項各号に掲げる者は、監査人となることができないこととした。（第 22 条第 1 項関係）

(2) 監査人は、認定設置運営事業者等の業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき

者)、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は使用人を兼ねることができないこととした。（第 22 条第 2 項関係）

(一九) 監査人の職務及び権限

(1) 監査人は、認定設置運営事業者等が行う設置運営事業等を監査することとした。（第 23 条第 1 項関係）

(2) 監査人は、いつでも、認定設置運営事業者等及びその役員（業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下同じ。）、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）（監査人を除く。）に対して設置運営事業等の報告を求め、又は設置運営事業等若しくは当該認定設置運営事業者等の財産の状況を調査することができることとした。（第 23 条第 2 項関係）

(二〇) 監査人の報告義務

監査人は、設置運営事業等において認定設置運営事業者等が不正の行為をし若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該認定設置運営事業者等に報告しなければならないこととした。（第 24 条関係）

(二一) 監査人による認定設置運営事業者等の行為の差止め

監査人は、設置運営事業等において認定設置運営事業者等が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって設置運営事業等の健全な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、当該認定設置運営事業者等に対し、当該行為をやめることを請求しなければならないこととした。（第 25 条関係）

(二二) 認定設置運営事業者等が行う業務の会計

(1) 認定設置運営事業者等は、設置運営事業等について、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表で国土交通省令（当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会規則・国土交通省令。以下同じ。）で定めるもの（以下「財務諸表」という。）の様式を定め、その会計を整理しなければならないこととした。（第 28 条第 1 項関係）

- (2) 認定設置運営事業者は、カジノ業務、カジノ行為区画内関連業務及び1の(二)の(1)のイからへまでに掲げる施設ごとの業務並びにそれら以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないこととした。(第28条第2項関係)
- (3) 認定施設供用事業者は、カジノ施設供用業務及び1の(二)の(1)のイからへまでに掲げる施設ごとの業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならないこととした。(第28条第3項関係)
- (4) 認定設置運営事業者等は、事業年度ごとに、経理の状況等を記載した報告書(以下「財務報告書」という。)を、認定都道府県等の同意を得て、当該事業年度経過後3月以内に、国土交通大臣(当該認定設置運営事業者等がカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者であるときは、カジノ管理委員会及び国土交通大臣。以下(二)二において同じ。)に提出しなければならないこととした。(第28条第4項関係)
- (5) 認定設置運営事業者等は、(4)の規定により財務報告書を提出するときは、監査人の監査を受けなければならないこととした。(第28条第6項関係)
- (6) 認定設置運営事業者等は、財務報告書の記載内容が国土交通省令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書(以下「確認書」という。)を、当該財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。(第28条第7項関係)
- (7) 認定設置運営事業者等は、事業年度ごとに、財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める体制について評価を行った報告書(以下「財務報告に係る内部統制報告書」という。)を、財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。(第28条第8項関係)
- (8) 認定設置運営事業者等は、その事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間ごとに、経理の状況等のほか、法人の概況、事業の状況その他の国土交通省令で定める事項を記載した報告書(以下「四半期報告書」という。)を、認定都道府県等の同意を得て、当該各期間経過後45日以内の国土交通省令で定める期間内に、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。(第28条第11項関係)
- (9) (5)及び(6)の規定は、(8)の規定により提出する四半期報告書について準用することとした。(第28条第12項関係)
- (10) 認定設置運営事業者等は、財務報告書、確認書、財務報告に係る内部統制報告書、四半期報告書等を公告しなければならないこととした。(第28条第13項関係)
- (11) 認定設置運営事業者等が提出する財務報告書及び四半期報告書には、当該認定設置運営事業者等と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないこととした。認定設置運営事業者等が提出する財務報告に係

る内部統制報告書についても、同様とすることとした。(第 28 条第 15 項関係)

(二三) 認定設置運営事業者等に対する報告の徴収等

- (1) 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務又はその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができることとした。(第 29 条第 1 項関係)
- (2) 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該認定設置運営事業者等の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。(第 29 条第 2 項関係)

(二四) 認定設置運営事業者等に対する指示等

- (1) 国土交通大臣は、設置運営事業等の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、認定設置運営事業者等に対し、その実施に関し必要な措置を講ずべきことを指示することができることとした。(第 30 条第 1 項関係)
- (2) 国土交通大臣は、認定設置運営事業者等が(1)の指示に違反したときは、当該認定設置運営事業者等に対し、期限を付して、設置運営事業等の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。(第 30 条第 2 項関係)

(二五) 認定都道府県等に対する報告の徴収

国土交通大臣は、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について報告を求めることができることとした。
(第 32 条関係)

(二六) 認定都道府県等に対する措置の要求

国土交通大臣は、認定区域整備計画の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、認定都道府県等に対し、その実施に関し必要な措置を講ずるよう求めることができることとした。(第 33 条関係)

(二七) 認定都道府県等に対する指示等

国土交通大臣は、認定区域整備計画の的確な実施のため特に必要があると認められるときは、認定都道府県等に対し、必要な指示をすることができることとした。(第 34 条関係)

(二八) 認定の取消し

国土交通大臣は、認定区域整備計画が(五)の(8)の基準に適合しなくなると認めるとき、公益上必要があるものとして認定都道府県等から区域整備計画の認定の取消しの申請があったとき等に該当するときは、区域整備計画の認定を取り消すことができることとした。(第 35 条関係)

(二九) 認定区域整備計画の実施の状況の評価

- (1) 国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画（事業計画を含む。以下(二)九において同じ。）の実施の状況について、評価を行わなければならないこととした。（第37条第1項関係）
- (2) 国土交通大臣は、(1)の評価を行おうとするときは、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について、報告を求めることができることとした。この場合において、認定都道府県等は、事業基本計画及び事業計画の実施の状況については、認定設置運営事業者等に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告することとした。（第37条第2項関係）
- (3) 認定都道府県等は、(2)の規定により認定区域整備計画の実施の状況について報告しようとするときは、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならないこととした。（第37条第3項関係）
- (4) 国土交通大臣は、(1)の評価を行おうとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かななければならないこととした。（第37条第4項関係）
- (5) 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、(1)の規定による評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならないこととした。（第37条第6項関係）

3 カジノ事業及びカジノ事業者

(一) カジノ事業の免許等

(1) カジノ事業の免許

イ 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができることとした。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区画で行う当該カジノ行為（2の(二)四の(2)の規定による設置運営事業の停止の命令、10の(三)の規定によるカジノ事業の停止の命令等に違反して行われたものを除く。）については、刑法第185条及び第186条の規定は、適用しないこととした。（第39条関係）

ロ カジノ管理委員会は、イの免許の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であることのほか、申請者の財産的基礎、カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積、カジノ施設の構造及び設備、カジノ関連機器等、定款、業務方法書、カジノ施

設利用約款、依存防止規程、犯罪収益移転防止規程等に関する基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。(第 41 条第 1 項関係)

ハ イの免許を与えてはならない者を定めることとした。(第 41 条第 2 項関係)

ニ カジノ管理委員会は、イの免許を与えたときは、当該免許に係るカジノ事業者の名称、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別等を記載した免許状を交付しなければならないこととした。(第 42 条関係)

ホ イの免許の有効期間は、当該免許の日から起算して 3 年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続きカジノ事業を行おうとするカジノ事業者は、当該免許の更新を受けなければならないこととした。(第 43 条関係)

ヘ カジノ事業者は、イの免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設及び使用しようとするカジノ関連機器等について、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならないこととした。

(第 44 条関係)

ト カジノ事業者が、その合併により消滅することとなる場合又は分割若しくは譲渡によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該合併後存続する会社等は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継することとした。(第 45 条～第 47 条関係)

チ カジノ事業者は、カジノ施設のカジノ行為区画の位置等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。(第 48 条関係)

リ カジノ管理委員会は、カジノ事業者について、偽りその他不正の手段によりイの免許等を受けたこと等の事実が判明したときは、イの免許を取り消すことができることとした。また、カジノ事業者について、2 の(二)八の規定により区域整備計画の認定が取り消されたとき等は、イの免許は、その効力を失うこととした。(第 49 条及び第 50 条関係)

ヌ カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。

(第 52 条関係)

ル 業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程及び犯罪収益移転防止規程に記載しなければならない事項を定めることとした。また、ヌの規定は、業務方法書等の変更について準用することとした。(第 53 条～第 56 条関係)

ヲ カジノ事業者は、自己の名義をもって、他の者にカジノ事業を行わせてはならないこととした。(第 57 条関係)

(2) 認可主要株主等

イ 次に掲げる取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になろうとする者又はカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等の設立をしようとする者は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。(第 58 条第 1 項関係)

(イ) 当該議決権等の保有者になろうとする者によるカジノ事業者の議決権等の取得

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、合併その他のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為

ロ イに規定する取引若しくは行為又は法人等の設立以外の事由によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になった者(以下「特定保有者」という。)は、当該事由の生じた日から起算して 60 日を経過する日(以下ロにおいて「猶予期限日」という。)以内にカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととした。ただし、当該特定保有者が、猶予期限日後も引き続きカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者であることについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでないこととした。(第 58 条第 4 項関係)

ハ カジノ管理委員会は、イ又はロのただし書の認可の申請があったときは、申請者が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。(第 60 条第 1 項関係)

ニ イ又はロのただし書の認可をしてはならない者を定めることとした。(第 60 条第 2 項関係)

ホ カジノ事業者の認可主要株主等(法人等であるものに限る。)は、その役員の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。(第 61 条関係)

ヘ カジノ管理委員会は、カジノ事業者の認可主要株主等について、偽りその他不正の手段によりイ又はロのただし書の認可等を受けたこと等の事実が判明したときは、イ又はロのただし書の認可を取り消すことができることとした。また、認可主要株主等がカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったとき等は、イ又はロのただし書の認可は、その効力を失うこととした。(第 62 条及び第 63 条関係)

ト カジノ事業者は、当該カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならないこととするとともに、定期的に、当該カジノ事業者の議決権等の保有者を記載した書類をカジノ管理委員会に提出しなければならないこととした。(第 64 条関係)

(二) カジノ事業者が行う業務

(1) 総則

イ カジノ事業者は、顧客にカジノ施設を利用させるときは、カジノ施設利用約款に基づいて、これをしなければならないこととした。(第 65 条関係)

ロ カジノ事業者は、カジノ施設並びにその構造及び設備を、(一)の(1)のロに規定する基準に適合するように維持しなければならないこととした。(第 66 条関係)

ハ カジノ事業者は、カジノ施設の営業の開始前に、カジノ行為粗収益(9の(一)の(1)に規定するカジノ行為粗収益をいう。)の集計に関する業務の手順及び体制の手続を定め、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。
(第 67 条関係)

(2) 依存の防止のための措置及び入場規制等

イ カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、依存防止規程に従って、入場者(カジノ行為区画に入場しようとする者及びカジノ行為区画に入場した後当該カジノ行為区画に滞在する者をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。)又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置等を講じなければならないこととした。(第 68 条第 1 項関係)

ロ カジノ事業者は、依存の防止のための措置を的確に実施するため、従業者に対する教育訓練の実施、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む体制の整備、評価の実施等の措置を講じなければならないこととした。
(第 68 条第 2 項関係)

ハ カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととした。(第 69 条関係)

(イ) 20 歳未満の者

(ロ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

(ハ) 8 の(五)の(1)の規定に違反して、入場料(8 の(一)の(1)に規定する入場料をいう。(二)において同じ。)又は認定都道府県等入場料(8 の(二)の(1)に規定する認定都道府県等入場料をいう。)を納付しない者

(ニ) 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日(以下「入場等基準日」という。)から起算して過去 7 日間において入場料を賦課されてカジノ行為区画に入場した回数等(以下「入場等回数」という。)が既に 3 回に達しているもの

(ホ) 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、入場等基準日から起算して過去 28 日間における入場等回数が既に 10 回に達しているもの

ニ カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード等の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。）の送信を受ける方法その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める方法により、本人特定事項（氏名、住所等、生年月日及び写真をいう。）及び当該入場者がハの規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととされている者（以下「入場禁止対象者」という。）に該当しないことの確認をしなければならないこととした。（第 70 条関係）

ホ カジノ事業者は、カジノ施設の適正な利用を確保するため、カジノ施設において入場禁止対象者を発見するために必要な措置、カジノ施設において入場禁止対象者を発見した場合においてこれをカジノ施設から退去させる措置その他入場禁止対象者によるカジノ施設の利用を防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第 71 条関係）

ヘ カジノ事業者は、入場規制等に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第 72 条関係）

(3) カジノ行為業務

イ カジノ行為

(イ) カジノ事業者は、入場禁止対象者及び 7 の(三)の規定によりカジノ行為を行ってはならないこととされている者にカジノ行為を行わせてはならないこととした。（第 73 条第 1 項関係）

(ロ) カジノ事業者は、カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるときは、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分において行い、又は行わせなければならないこととした。（第 73 条第 2 項関係）

(ハ) カジノ事業者は、カジノ行為の公正性を確保し、又は著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為に関する基準に従い、カジノ行為業務を行わなければならないこととした。（第 73 条第 3 項関係）

- (二) カジノ事業者は、カジノ行為に関し、その公正性を確保し、顧客の利益が不当に害されることのないよう、カジノ行為の方法その他顧客に参考となるべき情報を提供しなければならないこととした。(第73条第4項関係)
- (ホ) カジノ事業者は、カジノ行為に関し、顧客に対し、虚偽のことを告げ、又はカジノ行為の内容のうち重要な事項を告げない行為等をしてはならないこととした。(第73条第5項関係)
- (ヘ) カジノ事業者は、顧客との間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップ(金銭の額に相当する価額を有するものとして交付又は付与(以下「交付等」という。)をされる証票、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であって、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができるものをいう。以下同じ。)を使用しなければならないこととした。(第73条第6項関係)
- (ト) カジノ事業者は、顧客が当該カジノ事業者との間又は顧客相互間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップを顧客に使用させなければならないこととした。(第73条第7項関係)
- (チ) カジノ事業者は、顧客にチップの交付等をするときは、顧客から、現金による支払のほか、元本の拠出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める支払手段又はカジノ行為関連景品類であってこれと引換えにチップの交付等をするものとして顧客に提供されたもの以外の手段による支払を受けてはならないこととした。(第73条第8項関係)
- (リ) カジノ事業者は、(チ)の規定にかかわらず、本邦内に住居を有しない外国人である顧客がクレジットカードを提示したときは、当該クレジットカードの利用による支払を受けて、当該顧客に対し、チップの交付等を行うことができることとした。(第73条第9項関係)
- (ヌ) カジノ事業者は、顧客の求めに応じ、チップと引換えに、当該チップの価額(当該顧客が特定資金貸付契約(顧客からカジノ行為に供しようとする金銭の貸付けに係る依頼を受け、当該顧客との間でカジノ事業者が締結する特定資金貸付業務に係る契約をいう。以下同じ。)に基づきカジノ事業者に対して債務を有する場合には、当該債務の額を控除した額)に相当する現金又は元本の拠出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるものを当該顧客に交付しなければならないこととした。(第73条第10項関係)
- (ル) カジノ事業者は、カジノ行為に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。

(第73条第11項関係)

(ウ) カジノ管理委員会があらかじめ指定するカジノ管理委員会の職員（以下「指定職員」という。）は、カジノ事業者が免許に付された条件に違反する等してカジノ行為業務を行っているとき、当該カジノ事業者に対し、当該カジノ行為業務をやめるよう命ずることができることとした。（第73条第13項関係）

ロ カジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等

(イ) カジノ事業者は、カジノ行為業務を行うに当たっては、6の(二)の(1)のイ若しくは口の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等又は6の(二)の(6)の表示が付され、かつ、カジノ管理委員会規則で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合する非電磁的カジノ関連機器等（以下「適合機器等」という。）以外の機器等をカジノ関連機器等の用途に使用し、又は適合機器等をその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用してはならないこととした。

（第74条第1項関係）

(ロ) カジノ事業者は、増設、交替その他の事由によりカジノ関連機器等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。（第74条第2項関係）

(ハ) 何人も、適合機器等以外の機器等がカジノ関連機器等の用途に使用され、又は適合機器等がその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用されることを知りながら、カジノ事業者に対し、それぞれ適合機器等以外の機器等又は適合機器等を販売し、貸与し、又は授与してはならないこととした。（第74条第6項関係）

(ニ) 指定職員は、(イ)等の規定に違反して機器等が使用されているとき、カジノ事業者に対し、当該機器等の使用を継続してはならない旨を命ずることができることとした。（第74条第7項関係）

ハ カジノ行為業務の状況等の報告

(イ) カジノ事業者は、3月ごとに、カジノ行為業務及びカジノ施設の運営の状況に関し、カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならないこととした。（第75条第1項関係）

(ロ) カジノ事業者は、(イ)に定めるもののほか、カジノ行為に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に報告しなければならないこととした。（第75条第2項関係）

(4) 特定金融業務

イ 特定金融業務の規制

(イ) カジノ事業者は、特定金融業務においては、顧客がチップの交付等を受けるための支払に充てようとする金銭、チップと引換えに交付された金銭又は特定資金貸付契約に基づくカジノ事業者に対する債務の弁済に充てようとする金

銭以外の金銭を取り扱ってはならないこととした。(第 76 条第 1 項関係)

(ロ) カジノ事業者は、特定金融業務の実施に関し、顧客に対し、虚偽のことを告げ、又は特定金融業務の内容のうち重要な事項を告げない行為等をしてはならないこととした。(第 76 条第 2 項関係)

(ハ) カジノ事業者が(-)の(1)のイの免許を受けて行う特定金融業務については、銀行法の規定は、適用しないこととした。
(第 76 条第 3 項関係)

(二) カジノ事業者は、特定金融業務に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。
(第 76 条第 4 項関係)

ロ 特定金融業務の記録及び特定金融業務に関する報告書

カジノ事業者は、特定金融業務を行ったときは、当該特定金融業務に係る顧客の氏名、住所又は居所及び生年月日等を記録した特定金融業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならないこととした。また、カジノ事業者は、一事業年度内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、特定金融業務に関する報告書を作成し、カジノ管理委員会に提出しなければならないこととした。(第 77 条及び第 78 条関係)

ハ 特定資金移動業務の規制

カジノ事業者は、特定資金移動業務については、当該カジノ事業者の管理する顧客の口座及び当該顧客の指定する預貯金口座の名義がいずれも当該顧客のものでなければ、これを行ってはならないこととした。(第 79 条関係)

ニ 特定資金移動履行保証金の供託

カジノ事業者は、1 月を超えない範囲内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、当該期間における特定資金移動要履行保証額（各日における未達債務の額とへの権利の実行の手続に関する費用の額として算出した額の合計額をいう。）の最高額以上の額に相当する額の履行保証金（以下「特定資金移動履行保証金」という。）を、当該期間の末日から起算して 1 週間以内に、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならないこととした。
(第 80 条関係)

ホ 特定資金移動履行保証金保全契約等

カジノ事業者は、特定資金移動履行保証金保全契約（銀行等が、特定資金移動業務を行うカジノ事業者のために、カジノ管理委員会の命令に応じて特定資金移動履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下同じ。）を締結したときは、当該特

定資金移動履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額（当該特定資金移動履行保証金保全契約において供託されることとなっている金額をいう。以下同じ。）について、特定資金移動履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。また、カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があると認めるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に対し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができることとした。（第 81 条関係）

へ 特定資金移動履行保証金の還付

カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務に係る債権者は、二等の規定により供託された特定資金移動履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有することとした。（第 82 条関係）

ト 特定資金受入業務の規制

(イ) カジノ事業者は、特定資金受入業務においては、いかなる名義をもってするかを問わず、顧客から手数料を受領し、又は顧客に利息を支払ってはならないこととした。（第 84 条第 1 項関係）

(ロ) カジノ事業者は、基準日特定資金受入残高（カジノ事業者が毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日における顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高として算出した額をいう。）が政令で定める額を超えるとときは、特定資金受入保証金（当該基準日特定資金受入残高の 2 分の 1 の額以上の額に相当する額の受入保証金をいう。）を、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならないこととした。（第 84 条第 2 項関係）

チ 特定資金貸付業務の規制

(イ) カジノ事業者は、特定資金貸付業務においては、本邦内に住居を有しない外国人又はカジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者以外の者に金銭を貸し付けてはならないこととした。（第 85 条第 1 項関係）

(ロ) カジノ事業者は、返済期間が 2 月を超える特定資金貸付契約を締結してはならないこととした。

（第 85 条第 2 項関係）

(ハ) カジノ事業者は、貸付金について、利息を付することを内容とする特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくはその支払を要求してはならないこととした。（第 85 条第 3 項関係）

(ニ) カジノ事業者は、顧客が特定資金貸付契約の返済期限までに貸付金を返済しなかったときは、当該顧客に対し、その延滞した額につき年 14・6 パーセントの割合で返済期限の翌日から起算して返済の日の前日までの日数によって計

算した額の範囲内において、違約金の支払を請求することができることとした。(第 85 条第 4 項関係)

(ホ) カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債務を主たる債務とする保証契約を締結してはならないこととした。

(第 85 条第 5 項関係)

リ 返済能力に関する調査等

カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結しようとするときは、顧客の返済能力に関する事項を調査し、その結果に基づいて貸付けの金額に係る限度額を顧客ごとに定めなければならないこととした。また、カジノ事業者は、当該限度額を超えて貸付けをすることを内容とする特定資金貸付契約を締結してはならないこととした。(第 86 条関係)

ヌ 個人信用情報の提供等

(イ) カジノ事業者は、当該カジノ事業者に対して信用情報(顧客の借入金の返済能力に関する情報をいう。以下同じ。)の提供をすることを内容とする契約(以下「信用情報提供契約」という。)を指定信用情報機関(貸金業法第 41 条の 13 第 1 項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)と締結したときは、遅滞なく、当該信用情報提供契約の締結前に締結した特定資金貸付契約で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る契約年月日、貸付けの金額等の事項(以下「個人信用情報」という。)を当該指定信用情報機関に提供しなければならないこととした。(第 87 条第 1 項関係)

(ロ) カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結したときは、遅滞なく、当該特定資金貸付契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関(以下「契約指定信用情報機関」という。)に提供しなければならないこととした。(第 87 条第 2 項関係)

(ハ) カジノ事業者は、契約指定信用情報機関に顧客に係る信用情報の提供の依頼等をしようとするときは、当該顧客から同意を得なければならないこととした。(第 87 条第 4 項及び第 5 項関係)

(ニ) カジノ事業者及びその行う特定資金貸付業務に従事する従業者等は、当該カジノ事業者から貸付けを受けようとする顧客の金銭債務の弁済能力に関する調査以外の目的のために契約指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼等をしてはならないこととした。(第 87 条第 8 項及び第 9 項関係)

ル 取立て行為の規制

カジノ事業者又は特定資金貸付契約に基づく債権の取立てについて当該カジノ事業者から委託を受けた者(当該者から委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをするに当

たつては、人を威迫し、又は人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならないこととした。

(第 88 条関係)

ヲ 債権を譲り受けた者への規制

ル等の規定は、特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた者について準用することとした。(第 90 条関係)

(5) カジノ行為区画内関連業務等

イ カジノ事業者は、カジノ施設においては、カジノ業務のほか、カジノ管理委員会の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務に限り、行うことができることとした。また、カジノ事業者が当該承認を受けて行うカジノ行為区画内関連業務については、風俗営業適正化法の規定は、適用しないこととした。(第 91 条関係)

ロ カジノ事業者は、(6)のハの認可を受けた契約に基づき当該契約の相手方が物品の給付又は役務の提供をする場合 ((6)のチの認可を受けた許諾に係る再委託により当該再委託を受けた者が物品の給付又は役務の提供をする場合を含む。)を除き、カジノ施設において、当該カジノ事業者以外の者に入場者に対する物品の給付又は役務の提供をさせてはならないこととした。また、カジノ事業者以外の者は、当該場合を除き、カジノ施設において、入場者に対し物品の給付又は役務の提供をしてはならないこととした。(第 92 条関係)

(6) カジノ事業者が行う業務に係る契約

イ カジノ事業者は、カジノ関連機器等の保守又は修理その他の管理に係る業務等の一部の業務を除き、カジノ業務を他の者に委託してはならないこととした。(第 93 条関係)

ロ カジノ事業者は、その行う業務に関し、次のいずれにも該当する契約以外の契約 (カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下(6)において同じ。)を締結してはならないこととした。(第 94 条関係)

(イ) 契約が、相手方が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合すること。

(ロ) 契約の相手方が契約を締結してはならない者として定める者のいずれにも該当しない者であること。

ハ カジノ事業者は、カジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約等の契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。(第 95 条関係)

ニ カジノ管理委員会は、ハの認可の申請があったときは、当該申請に係る契約がロの(イ)の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。(第 97 条第 1 項関係)

ホ ハの認可をしてはならない契約の相手方を口の(口)に規定する者とする事とした。(第97条第2項関係)

ヘ カジノ管理委員会は、ハの認可をした契約について、偽りその他不正の手段により当該認可を受けたこと等の事実が判明したときは、当該認可を取り消すことができる事とした。(第98条関係)

ト カジノ事業者は、ハの契約以外の契約であって、カジノ事業の健全な運営に影響を及ぼす業務としてカジノ管理委員会規則で定めるものに係るもの等の契約を締結したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない事とした。(第99条関係)

チ カジノ事業者は、再委託に係る契約の許諾をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない事とした。(第100条関係)

リ カジノ管理委員会は、チの認可の申請があったときは、当該申請に係る再委託に係る契約が、当該再委託に係る契約の相手方が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならない事とした。

(第101条第1項関係)

ヌ チの認可をしてはならない再委託に係る契約の相手方を定める事とした。(第101条第2項関係)

ル ヘ等の規定は、チの認可について準用する事とした。(第101条第3項関係)

ヲ カジノ事業者は、契約に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならない事とした。(第102条関係)

(7) 犯罪による収益の移転防止のための措置

イ 取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置

カジノ事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律第11条の規定にかかわらず、取引時確認等の措置(同条に規定する取引時確認等の措置をいう。)等を的確に実施するため、犯罪収益移転防止規程に従って、同法第4条第6項に規定する取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、従業者に対する教育訓練の実施、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む体制の整備、評価の実施等の措置を講じなければならない事とした。(第103条関係)

ロ チップの譲渡等の防止のための措置

カジノ事業者は、顧客がチップを他人(自己と生計を一にする配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)及び当該カジノ事業者を除く。以下同じ。)に譲渡

すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。また、カジノ事業者は、顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならないこととした。(第 104 条関係)

(8) カジノ事業に関するその他の措置

イ 広告及び勧誘の規制

(イ) 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、虚偽の又は誇大な表示又は説明等をしてはならないこととした。(第 106 条第 1 項関係)

(ロ) 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して、特定複合観光施設区域以外の地域（主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。）を表示する等の方法で広告をしてはならないこととした。(第 106 条第 2 項関係)

(ハ) 何人も、20 歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をしてはならないこととした。

(第 106 条第 3 項関係)

(ニ) 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をするに際し、その相手方がカジノ施設を利用しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したときは、当該勧誘を継続する行為をしてはならないこととした。(第 106 条第 4 項関係)

(ホ) 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、20 歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨等を表示し、又は説明しなければならないこととした。(第 106 条第 5 項関係)

(ヘ) 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、20 歳未満の者に対するその影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならないこととした。(第 106 条第 6 項関係)

(ト) カジノ事業者は、広告及び勧誘に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。

(第 106 条第 7 項関係)

(チ) カジノ管理委員会は、(ヘ)の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に対し、当該広告又は勧誘をするに当たって従うべき指針を示すことができることとした。

(第 106 条第 9 項関係)

ロ 広告又は勧誘の中止命令等

カジノ管理委員会は、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘が、イの(イ)から(ホ)までの規定に違反していると認めるときは、当該広告又は勧誘をした者に対し、期限を付して、当該広告若しくは勧誘を中止し、又はその内容を是正すべきことを命ずることができることとした。(第 107 条関係)

ハ カジノ行為関連景品類の規制

(イ) カジノ事業者その他の事業者は、カジノ行為関連景品類を提供するに当たっては、その内容、経済的価値又は提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該当することのないようにしなければならないこととした。(第 108 条第 1 項関係)

(ロ) カジノ事業者は、カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換したときは、カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した日時等の事項について記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。

(第 108 条第 2 項関係)

(ハ) カジノ事業者は、当該カジノ事業者以外の事業者が提供するカジノ行為関連景品類について、その内容、経済的価値及び提供方法の適切な把握その他の適正な提供の確保のために必要な措置を講じなければならないこととした。

(第 108 条第 3 項関係)

(ニ) カジノ事業者は、カジノ行為関連景品類に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。

(第 108 条第 4 項関係)

(ホ) カジノ事業者がカジノ行為関連景品類(1の(ニ)の(13)のイに掲げるものに限る。)を提供するときは、当該カジノ行為関連景品類については、不当景品類及び不当表示防止法第4条の規定は、適用しないこととした。

(第 108 条第 6 項関係)

ニ 取引の届出等

カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引

であって、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったときは、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に届け出なければならないこととした。(第 109 条関係)

ホ カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置

(イ) カジノ事業者は、犯罪の発生の予防並びに善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持その他のカジノ施設及びその周辺における秩序の維持を図るため、カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止又は制限、カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施その他の必要な措置を講じなければならないこととした。(第 110 条第 1 項関係)

(ロ) カジノ事業者は、カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置を的確に実施するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。(第 110 条第 2 項関係)

ヘ 苦情の処理のための措置

(イ) カジノ事業者は、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に係る苦情の処理に関する記録を作成しこれを保存することその他の苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講じなければならないこととした。

(第 111 条第 1 項関係)

(ロ) カジノ事業者は、苦情の処理のための措置を的確に実施するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。

(第 111 条第 2 項関係)

ト 入場禁止対象者等の利用禁止等の表示

カジノ事業者は、(2)のイの措置としてカジノ施設の利用を制限している者等についてカジノ施設の利用の禁止又は制限がされている旨を、本人確認区画の入口及びカジノ行為区画に表示しなければならないこととした。(第 112 条関係)

チ カジノ事業者間の連携協力

カジノ事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除その他のカジノ事業の健全な運営の確保に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。(第 113 条関係)

(三) カジノ事業の従業者

(1) カジノ事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、カジノ行為を顧客との間で行

い、又は顧客相互間で行わせる業務等の実施又は監督をする業務等（以下「特定カジノ業務」という。）に従事させてはならないこととした。（第 114 条関係）

(2) カジノ管理委員会は、(1)の確認の申請があったときは、当該確認を受けようとする雇用する者その他の者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならないこととした。（第 116 条第 1 項関係）

(3) (1)の確認をしてはならない者を定めることとした。（第 116 条第 2 項関係）

(4) (1)の確認の有効期間は、当該確認の日から起算して 3 年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続き(1)の確認を受けた特定カジノ業務に従事する者（以下「確認特定カジノ業務従事者」という。）を当該特定カジノ業務に従事させようとするカジノ事業者は、当該確認の更新を受けなければならないこととした。（第 117 条関係）

(5) カジノ管理委員会は、確認特定カジノ業務従事者について、偽りその他不正の手段により(1)の確認等を受けたこと等の事実が判明したときは、(1)の確認を取り消すことができることとした。また、確認特定カジノ業務従事者が当該確認に係る特定カジノ業務に従事しなくなったとき等は、(1)の確認は、その効力を失うこととした。（第 119 条及び第 120 条関係）

(6) カジノ事業者は、カジノ事業の従業者に係る規定を遵守するため、従業者に対する教育訓練の実施、行為準則の作成、業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任等の措置を講じなければならないこととした。（第 123 条関係）

4 カジノ施設供用事業

(一) 認定施設供用事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、その認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域においてカジノ施設供用事業を行うことができることとした。（第 124 条関係）

(二) カジノ管理委員会は、(一)の免許の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であることのほか、申請者の財産的基礎、カジノ施設の数、カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積、カジノ施設の構造及び設備、定款、業務方法書等に関する基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第 126 条第 1 項関係）

(三) (一)の免許を与えてはならない者を定めることとした。（第 126 条第 2 項関係）

(四) (一)の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して 3 年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続きカジノ施設供用事業を行おうとするカジノ施設供用事業者は、当該免許の更新を受けなければならないこととした。（第 127 条関係）

(五) カジノ施設供用事業者は、(一)の免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設に

ついて、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならないこととした。(第128条関係)

(六) カジノ施設供用事業者は、カジノ施設のカジノ行為区画の位置等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。(第129条関係)

(七) 3の(-)の(1)の二等の規定は、(-)の免許等について準用することとした。(第130条関係)

(八) 3の(-)の(2)の規定は、カジノ施設供用事業者の認可主要株主等について準用することとした。(第131条関係)

(九) カジノ施設供用事業者は、カジノ事業者との責任分担に従い、及び当該カジノ事業者との緊密な連携の下に、カジノ施設並びに当該カジノ施設供用事業者が管理する部分に係るカジノ施設の構造及び設備を、(二)に規定する基準に適合するよう維持しなければならないこととした。(第132条関係)

(一〇) カジノ施設供用事業者は、その行う業務に関し、3の(二)の(6)の口の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する契約以外の契約(雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下4において同じ。)を締結してはならないこととした。

(第133条第1項関係)

(一一) カジノ施設供用事業者は、カジノ施設供用業務に係る契約等の契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。(第133条第2項関係)

(一二) 3の(二)の(6)の二等の規定は、カジノ施設供用事業者が行う業務(カジノ施設供用業務以外の施設供用事業に係る業務を含む。)に係る契約について準用することとした。(第133条第4項関係)

(一三) カジノ施設供用事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、内部監査等の監督をする業務等に從事させてはならないこととした。(第134条第1項関係)

(一四) 3の(三)の(2)等の規定は、(一三)の確認等について準用することとした。(第134条第2項関係)

(一五) 3の(三)の(6)の規定は、カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置について準用することとした。(第135条関係)

5 認可施設土地権利者

(一) 3の(-)の(1)のイの免許に係る特定複合観光施設区域の土地について、施設土地に関する権利の移転若しくは設定をする取引若しくは行為又は施設土地権利者になる法人の設立その他のカジノ管理委員会規則で定める取引若しくは行為(それぞれ国、地方公共団体並びに当該特定複合観光施設区域に係るカジノ事業者及びカジノ施設供用事業者(以下(-)において「国等」という。)が当該施設土地に関する権利を取得する取引及び行為を除く。)であって施設土地権利者の変更を伴うものをしようとする者(国等を除く。)は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。(第136条第1項関係)

(二) (一)に規定する取引又は行為以外の事由により施設土地権利者になった者（以下「特定施設土地権利者」という。）は、当該事由の生じた日から起算して60日を経過する日（以下(二)において「猶予期限日」という。）以内に施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととした。ただし、当該特定施設土地権利者が、猶予期限日後も引き続き当該施設土地に関する権利を保有することについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでないこととした。

（第136条第5項関係）

(三) カジノ管理委員会は、(一)又は(二)のただし書の認可の申請があったときは、申請者が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第138条第1項関係）

(四) 3の(一)の(2)の二の規定は、(一)及び(二)のただし書の認可の申請について準用することとした。（第138条第2項関係）

(五) カジノ管理委員会は、認可施設土地権利者について、偽りその他不正の手段により(一)又は(二)のただし書の認可等を受けたこと等の事実が判明したときは、(一)又は(二)のただし書の認可を取り消すことができることとした。また、認可施設土地権利者が施設土地権利者でなくなったとき等は、(一)又は(二)のただし書の認可は、その効力を失うこととした。

（第139条及び第140条関係）

(六) 3の(一)の(2)のホ等の規定は、認可施設土地権利者に係る変更の承認等について準用することとした。（第141条関係）

6 カジノ関連機器等製造業等

(一) カジノ関連機器等製造業等の許可等

(1) 定義

イ 「カジノ関連機器等製造業」とは、カジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいうこととした。
（第142条第1項関係）

ロ 「カジノ関連機器等製造業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等製造業を行う者をいうこととした。
（第142条第2項関係）

ハ 「カジノ関連機器等輸入業」とは、カジノ関連機器等を輸入し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいうこととした。
（第142条第3項関係）

ニ 「カジノ関連機器等輸入業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等輸入業を行う者をいうこととした。
（第142条第4項関係）

ホ 「カジノ関連機器等販売業」とは、カジノ関連機器等を販売し、又は貸与する事業をいうこととした。

(第 142 条第 5 項関係)

へ 「カジノ関連機器等販売業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等販売業を行う者をいうこととした。

(第 142 条第 6 項関係)

ト 「カジノ関連機器等修理業」とは、カジノ関連機器等を保守し、又は修理する事業をいうこととした。

(第 142 条第 7 項関係)

チ 「カジノ関連機器等修理業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等修理業を行う者をいうこととした。

(第 142 条第 8 項関係)

リ 「カジノ関連機器等外国製造業」とは、外国において、本邦に輸出されるカジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売する事業をいうこととした。(第 142 条第 9 項関係)

ヌ 「カジノ関連機器等外国製造業者」とは、(9)の認定を受けてカジノ関連機器等外国製造業を行う者をいうこととした。

(第 142 条第 10 項関係)

(2) カジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業（以下「カジノ関連機器等製造業等」という。）を行おうとする者は、その種別に応じて、カジノ管理委員会の許可を受けなければならないこととした。(第 143 条関係)

(3) カジノ管理委員会は、(2)の許可の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。(第 145 条第 1 項関係)

(4) (2)の許可を与えてはならない者を定めることとした。(第 145 条第 2 項関係)

(5) (2)の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して 3 年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続きカジノ関連機器等製造業等を行おうとするカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者、カジノ関連機器等販売業者又はカジノ関連機器等修理業者（以下「カジノ関連機器等製造業者等」という。）は、当該許可の更新を受けなければならないこととした。(第 146 条関係)

(6) カジノ関連機器等製造業者等は、取り扱おうとするカジノ関連機器等の種別等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。(第 147 条関係)

(7) 業務方法書に記載しなければならない事項を定めることとした。また、カジノ関連機器等製造業者等は、業務方法書の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。(第 148 条関係)

(8) 3の(-)の(1)の二等の規定は、カジノ関連機器等製造業者等及びカジノ関連機器等製造業等並びに(2)の許可について準用することとした。(第149条関係)

(9) カジノ関連機器等外国製造業を行おうとする者は、カジノ管理委員会の認定を受けることができることとした。
(第150条第1項関係)

(10) (3)等の規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに(9)の認定について準用することとした。(第150条第2項関係)

(二) 型式検定等

(1) 型式検定

イ カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けなければならないこととした。(第151条第1項関係)

ロ カジノ関連機器等外国製造業者は、電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けることができることとした。(第151条第2項関係)

ハ カジノ管理委員会は、イ又はロの検定(以下「検定」という。)の申請について、当該申請に係る型式がカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと等の事由のいずれかに該当するときは、当該型式を検定に合格させてはならないこととした。(第151条第3項関係)

(2) 検定の有効期間

検定の有効期間は、電磁的カジノ関連機器等の種別に応じて、カジノ管理委員会規則で定める期間とすることとした。
(第152条関係)

(3) 合格の取消し

カジノ管理委員会は、検定に合格した型式について、偽りその他不正の手段により当該検定を受けたこと等の事実が判明したときは、検定の合格を取り消すことができることとした。(第153条関係)

(4) 自己確認

イ カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、非電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、次に掲げる事項について、自ら確認をしなければならないこととした。(第154条第1項関係)

(イ) 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計が、当該非電磁的カジノ関連機器等が技術基準に適合することを確保できるものであること。

(ロ) 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が(イ)の設計に合致するものとなることを確保するための措置に関する事項が定められ、かつ、当該事項が適切なものであること。

ロ カジノ関連機器等外国製造業者は、非電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、イの(イ)及び(ロ)に掲げる事項について、自ら確認をすることができることとした。(第154条第2項関係)

ハ イ又はロの確認(以下「自己確認」という。)をしたカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者又はカジノ関連機器等外国製造業者(以下「自己確認実施製造業者等」という。)は、遅滞なく、当該自己確認の結果等の事項をカジノ管理委員会に届け出なければならないこととした。(第154条第3項関係)

(5) 設計合致義務等

イ 自己確認実施製造業者等(カジノ関連機器等輸入業者を除く。)は、非電磁的カジノ関連機器等を製造する場合には、当該非電磁的カジノ関連機器等を(4)のハの規定による届出に係る(4)のイの(イ)の設計(以下「届出設計」という。)に合致させるようにしなければならないこととした。(第155条第1項関係)

ロ 自己確認実施製造業者等(カジノ関連機器等輸入業者に限る。)は、届出設計に合致しない非電磁的カジノ関連機器等を輸入してはならないこととした。(第155条第2項関係)

(6) 表示

自己確認実施製造業者等は、届出設計に基づき製造された非電磁的カジノ関連機器等について検査の記録を作成したときは、当該非電磁的カジノ関連機器等にカジノ管理委員会規則で定める表示を付さなければならないこととした。

(第156条関係)

(7) 記録

カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与又は保守若しくは修理その他のカジノ関連機器等の管理に関しカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。(第157条関係)

(三) カジノ関連機器等製造業等の従業者

(1) カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、カジノ関連機

器等の製造又はその保守若しくは修理その他の管理をする業務等に從事させてはならないこととした。(第 158 条第 1 項関係)

(2) 3の(三)の(2)等の規定は、(1)の確認等について準用することとした。(第 158 条第 3 項関係)

(四) 指定試験機関

(1) カジノ管理委員会は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができることとし、当該指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行うこととした。(第 159 条第 1 項及び第 2 項関係)

(2) カジノ管理委員会は、申請者が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合していると認めるときでなければ、(1)の規定による指定をしてはならないこととした。(第 159 条第 4 項関係)

(3) (1)の規定による指定をしてはならない者を定めることとした。(第 159 条第 5 項関係)

(4) (1)の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して 3 年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続き試験事務を行おうとする指定試験機関は、当該指定の更新を受けなければならないこととした。(第 160 条関係)

(5) 3の(一)の(2)の規定は、指定試験機関（株式会社であるものに限る。）の認可主要株主等について準用することとした。

(第 164 条関係)

(6) 指定試験機関は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その職員を、電磁的カジノ関連機器等の型式が(二)の(1)のハのカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合するかどうかの判定に関する業務等に從事させてはならないこととした。(第 165 条第 1 項関係)

(7) 3の(三)の(2)等の規定は、(6)の確認等について準用することとした。(第 165 条第 2 項関係)

(8) カジノ管理委員会は、指定試験機関について、偽りその他不正の手段により指定等を受けたこと等の事実が判明したときは、(1)の規定による指定を取り消し、又は期限を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。(第 169 条関係)

7 カジノ施設への入場等の制限

(一) 3の(二)の(2)のハの(イ)から(ホ)までに掲げる者は、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならないこととした。(第 173 条関係)

(二) 3の(二)の(2)のハの(イ)から(ホ)までに掲げる者は、カジノ行為を行ってはならないこととした。(第 174 条第 1 項関係)

(三) 推進法第 17 条第 1 項に規定する本部長等は、政令で定める場合を除き、特定のカジノ施設において、カジノ行為を行っては

ならないこととした。(第 174 条第 2 項関係)

(四) 顧客は、チップを他人に譲り渡し、又はチップを他人から譲り受けてはならないこととした。また、顧客は、チップをカジノ行為区画の外に持ち出してはならないこととした。(第 175 条関係)

8 入場料及び認定都道府県等入場料

(一) 入場料の賦課等

(1) 国は、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く。以下 8 において同じ。)に対し、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時に、3,000 円の入場料を賦課することとした。(第 176 条第 1 項関係)

(2) (1)の規定は、入場料を納付した者が当該入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時から 24 時間を経過する時(以下「再賦課基準時」という。)までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合等には、適用しないこととした。
(第 176 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項関係)

(3) 国は、入場者が再賦課基準時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、当該入場者に対し、(1)に定める額の入場料を再賦課することとした。また、国は、入場料を再納付した者が再賦課基準時から 24 時間を経過する時になおカジノ行為区画に滞在しているときは、当該入場者に対し、(1)に定める額の入場料を再々賦課することとした。

(第 176 条第 3 項及び第 5 項関係)

(二) 認定都道府県等入場料の賦課等

(1) 認定都道府県等は、入場者に対し、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時に、3,000 円の認定都道府県等入場料を賦課することとした。(第 177 条第 1 項関係)

(2) (一)の(2)及び(3)の規定は、認定都道府県等の認定都道府県等入場料について準用することとした。(第 177 条第 2 項関係)

(三) 入場料及び認定都道府県等入場料の徴収

カジノ事業者は、入場者から、そのカジノ行為区画への入場の前に、入場料及び認定都道府県等入場料を徴収しなければならないこととした。(第 178 条関係)

(四) 入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付等

カジノ事業者は、各月ごとに、徴収すべき入場料の額に相当する額(以下「入場料納入金」という。)及び認定都道府県等入場料の額に相当する額(以下「認定都道府県等入場料納入金」という。)を、国に納付しなければならないこととした。また、国は、認定都道府県等入場料納入金の納付があったときは、当該認定都道府県等入場料納入金として納付された額を、認定都

道府県等に払い込むこととした。(第 179 条関係)

(五) 入場料及び認定都道府県等入場料の納付義務等

(1) 入場者は、カジノ行為区画に入場しようとするときは、その入場の前に、入場料及び認定都道府県等入場料をカジノ事業者に納付しなければならないこととした。(第 181 条第 1 項関係)

(2) カジノ事業者は、入場料及び認定都道府県等入場料の全部又は一部を立て替え、又は補填してはならないこととした。

(第 181 条第 3 項関係)

(六) 申告及び徴収

入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告及び徴収に関し、必要な手続を規定することとした。

(第 183 条～第 191 条関係)

9 国庫納付金及び認定都道府県等納付金

(一) カジノ事業者は、各月ごとに、(1)に掲げる額と(2)に掲げる額の合計額(以下「国庫納付金」という。)を、国に納付しなければならないこととした。(第 192 条関係)

(1) イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額とハに掲げる額の合計額(以下「カジノ行為粗収益」という。)の 100 分の 15 に相当する額

イ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客から交付等を受けたチップの価額(それと引換えに現金等を交付したチップの価額を除く。)の総額

ロ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額(現金による支払等を受けて交付等をしたチップの価額を除く。)の総額

ハ 当該カジノ事業者が当該各月に行わせた顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額

(2) カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者に負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額

(二) カジノ事業者は、認定都道府県等に納付する納付金として、各月ごとに、当該月のカジノ行為粗収益の 100 分の 15 に相当する額(以下「認定都道府県等納付金」という。)を、国に納付しなければならないこととした。また、国は、認定都道府県等納付金の納付があったときは、当該認定都道府県等納付金として納付された額を、認定都道府県等に払い込むこととした。

(第 193 条関係)

10 カジノ事業者等の監督

- (一) カジノ管理委員会は、毎年、カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び経理の監査をしなければならないこととした。(第 196 条関係)
- (二) カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者等に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができることとし、また、その職員に、カジノ事業者等の関係者に対し質問させ、又はカジノ事業者等の営業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させること等ができることとした。(第 197 条～第 202 条関係)
- (三) カジノ管理委員会は、カジノ事業等の健全な運営を確保するため必要があると認めるとき等は、カジノ事業者等に対し、当該カジノ事業者が行う業務等の運営若しくは当該カジノ事業者等の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきこと等を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ事業等の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。また、カジノ管理委員会は、カジノ事業者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき等は、その免許等を取り消し、又は期限を付して、そのカジノ事業等の全部若しくは一部の停止等を命ずることができることとした。(第 204 条～第 210 条関係)

11 カジノ管理委員会

- (一) 設置
内閣府設置法第 49 条第 3 項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置くこととし、カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属することとした。(第 213 条関係)
- (二) 任務
カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とすることとした。
(第 214 条関係)
- (三) 所掌事務
カジノ管理委員会は、(二)の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどることとした。(第 215 条関係)
 - (1) カジノ事業の監督に関すること。
 - (2) カジノ施設供用事業の監督に関すること。
 - (3) カジノ関連機器等製造業等の監督に関すること。
 - (4) カジノ施設の適正な利用に関すること。

(5) (1)から(4)までに掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

(6) 所掌事務に係る国際協力に関すること。

(7) その他法律に基づきカジノ管理委員会に属させられた事務

(四) 職権行使の独立性

カジノ管理委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととした。(第 216 条関係)

(五) 組織等

(1) カジノ管理委員会は、委員長及び委員 4 人をもって組織することとした。(第 217 条第 1 項関係)

(2) 委員のうち 2 人は、非常勤とすることができることとした。(第 217 条第 2 項関係)

(3) 委員長及び委員は、人格が高潔であって、カジノ管理委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとした。(第 217 条第 3 項関係)

(4) 次に掲げる者は、委員長又は委員となることできないこととした。(第 217 条第 4 項関係)

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者

ハ カジノ事業者、カジノ施設供用事業者、カジノ関連機器等製造業者等又はカジノ関連機器等外国製造業者の従業者

ニ 指定試験機関の役員又は職員

ホ 認可主要株主等若しくは認可施設土地権利者又はこれらの者が法人等であるときはその従業者

ヘ ハに規定する事業者の団体の従業者

(六) 任期等

(1) 委員長及び委員の任期は、5 年とし、再任されることができることとした。(第 218 条第 1 項及び第 2 項関係)

(2) その他委員長及び委員の任期等に関し、必要な事項について定めることとした。(第 218 条第 3 項～第 5 項関係)

(七) 身分保障

委員長及び委員は、次のいずれかに該当するときは、在任中、その意に反して罷免されることがないこととした。
(第 219 条関係)

(1) (五)の(4)に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき。

(2) この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

(3) カジノ管理委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(八) 罷免

内閣総理大臣は、委員長又は委員が(七)に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならないこととした。(第 220 条関係)

(九) 委員長

(1) 委員長は、カジノ管理委員会の会務を総理し、カジノ管理委員会を代表することとした。(第 221 条第 1 項関係)

(2) カジノ管理委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならないこととした。(第 221 条第 2 項関係)

(一〇) 専門委員

カジノ管理委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとした。(第 223 条関係)

(一一) 秘密保持義務

委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職務を退いた後も、同様とすることとした。(第 226 条関係)

(一二) 公務所等への照会

カジノ管理委員会は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して、必要な事項の報告を求めることができることとした。(第 228 条関係)

(一三) 調査の委託

カジノ管理委員会は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業の免許等に係る申請に対する審査又は 10 のカジノ事業者等の監督のために必要な調査の一部を、その調査を適切に行うことができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に適合する者に委託することができることとした。(第 229 条関係)

(一四) 規則の制定

カジノ管理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、カジノ管理委員会規則を制定することができることとした。(第 230 条関係)

(一五) その他委員長、会議、事務局等に関し、必要な事項について定めることとした。

(第 222 条、第 224 条、第 225 条及び第 227 条関係)

12 雑則

(一) 国庫納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当

政府は、国庫納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の 1 の(一)の目的及び 1 の(三)の国の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てることとした。(第 231 条関係)

(二) 認定都道府県等納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当

認定都道府県等は、認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の 1 の(一)の目的及び 1 の(四)の地方公共団体の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てることとした。(第 232 条関係)

(三) 手数料の徴収

免許状の再交付を申請する者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国等に納付しなければならないこととした。
(第 233 条関係)

(四) 審査費用の徴収

(1) カジノ事業の免許等の処分に係る申請をする者は、その審査に要する費用を国に納付しなければならないこととした。

(第 234 条第 1 項関係)

(2) (1)に規定する者は、カジノ管理委員会が算定して通知する(1)の費用の概算額を、国に納付しなければならないこととした。

(第 234 条第 2 項関係)

(3) (1)の審査に際し、(2)の概算額の算定の基礎となった調査の範囲を超えてカジノ管理委員会において追加の調査が必要となった場合には、(1)に規定する者は、カジノ管理委員会が算定して通知する当該追加の調査に要する費用の概算額を、国に納付しなければならないこととした。(第 234 条第 3 項関係)

(五) 外国執行当局への情報提供

カジノ管理委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報を提供することができることとした。(第 235 条関係)

13 罰則

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>罰則について、所要の規定を設けることとした。(第 236 条～第 251 条関係)</p> <p>14 経過措置等</p> <p>(一) 所要の経過措置等を設けることとした。(附則第 2 条及び第 3 条関係)</p> <p>(二) 政府は、施行後最初にされる 2 の(五)の(8)の区域整備計画の認定の日から起算して 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。ただし、2 の(五)の(8)の木に規定する認定区域整備計画の数については、当該認定の日から起算して 7 年を経過した場合において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第 4 条関係)</p> <p>(三) 関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第 5 条～第 16 条関係)</p>
【改正される法令】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の職員の給与に関する法律 (昭和 24 年法律第 252 号) ・ 登録免許税法 (昭和 42 年法律第 35 号) ・ 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成 13 年法律第 86 号) ・ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) ・ 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) ・ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成 16 年法律第 149 号) ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成 19 年法律第 22 号) ・ 産業競争力強化法 (平成 25 年法律第 98 号) ・ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 124 号) ・ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 115 号) ・ 生産性向上特別措置法 (平成 30 年法律第 25 号) ・ 内閣府設置法 (平成 11 年法律第 89 号)